広報ただおか広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、忠岡町（以下「町」という。）が作成する広報ただおか（以下「広報」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

（広告の仕様）

第２条　広報に掲載する広告の仕様は、別表(1)のとおりとする。

（掲載の位置）

第３条　広報に掲載する広告の位置は、町が指定した位置とする。

（掲載期間等）

第４条　一事業者当たりの広告の掲載期間は１月単位とし、12 月を上限として複数月にわたる掲載も可能とする。

２　広告の掲載開始月及び掲載終了月は、広報ただおか広告掲載審査結果通知書（様式第２号）（以下「審査結果通知書」という。）に記載した月とする。

（掲載広告枠等）

第５条　１月当たりの広報に掲載する広告の枠（以下「最大広告枠」という。）は、最大で10 枠とする。

２　事業者は、一事業者当たり２枠を上限として最大広告枠を超えない範囲で広告枠を利用することができる。ただし、最大広告枠のうち４枠は、掲載期間が６月以上にわたる場合には利用することができない。

（広告の範囲）

第６条　広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2)　公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3)　政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの

(4)　社会問題や主義主張等の意見広告やこれに類するもの

(5)　人権侵害、名誉棄損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの

(6)　他者を誹謗（ひぼう）中傷する内容を含むもの

(7)　児童及び青少年の健全育成の観点から適切でないもの

(8)　虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるもの

(9)　町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(10)　個人や団体の人格広告を目的としたもの

(11)　投機心、射幸心を著しくそそるおそれのあるもの

(12)　ギャンブルに関するもの（宝くじ、スポーツ振興くじその他の公営のギャンブルを除く。）

(13)　訪問販売、消費者金融に類するもの

(14)　町及び広報の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(15)　その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

（掲載の申込み及び広告データの提出）

第７条　広報に広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、広報を発行する月の前々月 25 日（25 日が閉庁日の場合は、その前開庁日とする。）までに、広報ただおか広告掲載申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）及び別表(1)に規定する広告のデータを町が指定する方法で提出しなければならない。

（掲載の決定）

第８条　町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、第６条の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、審査結果通知書により申込者に通知するものとする。

（掲載料）

第９条　広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、別表(2)のとおりとする。

（掲載料の納付）

第 10 条　広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する期日までに広告掲載料を町が発行する納付書により一括納付しなければならない。

（掲載料の返還）

第 11 条　納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに起因しない都合により広告が掲載できなくなった場合は、この限りでない。

（広告作成の負担）

第 12 条　広告の作成に関する費用は、広告主が負担するものとする。

（広告内容の責任及び損害賠償請求等）

第 13 条　広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任においてその全ての責を負うものとする。

（掲載の取消し）

第14条　町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、掲載の決定を取り消すことができる。

(1)　指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2)　指定する期日までに広告のデータを提出しなかった場合

(3)　広告の内容が第６条各号のいずれかに該当すると認められた場合

(4)　広告に記載している企業又は事業が存在しなくなった場合

(5)　その他町長が掲載することが適当でないと判断した場合

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱は、令和７年５月以降に発行する広報への広告の掲載について適用する。

別表(1)（第２条関係）

サイズ	１枠　縦60mm×横85mm ２枠を利用する場合　縦60ｍｍ×横180mm
データ形式	.ai（アウトライン化を行うこと）又は.jpgのいずれか
カラー	CMYKカラー
解像度	300dpi～600dpi程度

別表(2)（第９条関係）

掲載期間	掲載料金
１月	10,000円
12月	110,000円

備考

１　２月以上11月以内の期間で掲載する場合の掲載料金は、掲載する月数に１月分の掲載料金を乗じて得た金額とする。

２　２枠を利用する場合は、この表に規定する掲載料金に２を乗じて得た金額とする。